

年 月 日

(一社) 神奈川県トラック協会 御中

承 諾 書

住 所

企 業 名

代表者名

会社印

私は、今般、第47回神ト協近代化基金融資の推薦申込を行うにあたり、推薦融資を借り受けた場合に、貴協会から受ける利子補給について、後日、貴協会において、近代化基金運営要領 5の(11)に定める利子補給の制約条項のいずれか一つに該当すると認められた場合は、利子補給を打ち切られ、且つ、既往の利子補給分の金額を貴協会から請求があり次第、異議申し立て等一切行わず、直ちにお支払いすることを承諾いたします。

近 代 化 基 金 運 営 要 領 (抜粋)

5. 近代化基金による推薦融資

(11) 利子補給の制約

- ① 借入者が(転貸方式により借り入れた事業者を含む)が正常な取引(例えば、銀行取引の停止、倒産、破産、営業権の譲渡、協会員の資格を失ったとき及び正常な会員の義務を果たさない場合等)を維持することが困難であると判断されるときは、利子補給を打ち切るものとする。
- ② この制度による融資を受けたものが、正当な事由がなく申請に係る事業計画と異なるものに転用した場合、利子補給を打ち切ると同時に、既往の利子補給分の返還を求めるものとする。
- ③ その他、本要領の主旨に照らし利子補給を継続することが適当でないと当協会が判断した場合、これを打ち切ることができる。